

守口市告示第38号

次のとおり条件付き一般競争入札（以下「入札」という。）を執行する。

令和7年2月3日

守口市長 瀬野 憲一

1 入札に付する事項

(1)	業 務 名	大枝ポンプ場ほか運転操作等業務委託
(2)	概 要	大枝ポンプ場及び八雲ポンプ場における以下(1)～(6)を行う。【業務の施設及び内容は、別紙「施設概要」及び「仕様書」参照】 (1)運転操作監視業務 (2)保守点検業務 (3)巡視点検業務 (4)その他運転操作・保守点検等に必要な業務 (5)修繕業務 (6)水道料金等支払業務 ※(1)～(4)の業務については、運転管理業務とする。
(3)	履 行 期 間	令和7年4月1日 ～ 令和10年3月31日
(4)	対 象 の 位 置	守口市松下町1番97号ほか1箇所
(5)	支 払 方 法	運転管理業務費：四半期払 修繕業務費、水道料金等支払業務費：年度末払

2 入札参加者に必要な資格

次に掲げる資格要件のすべてに該当し、かつ本市が認めた者であること。

(1)	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
(2)	守口市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置（以下「入札参加停止措置」という。）を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
(3)	守口市公共工事等及び売払い等に関する暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
(4)	会社更生法（平成14年法律第154号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）の適用申請をした者（更生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
(5)	民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者（再生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
(6)	本入札の入札参加資格確認審査申請時において、本市入札参加有資格者名簿に登録されていること。

(7)	大阪府内に本・支店等を有し、同所で本業務を遂行できる。
(8)	平成27年度～令和6年度に以下(1)～(2)をすべて満たす運転操作業務を、官公庁(一部事務組合含む)から直接受託した実績がそれぞれ通算3年以上あること。 (1) 現有排水能力10m ³ /秒以上の合流式下水道ポンプ場施設 (2) 計画流入水量20m ³ /秒以上の合流式下水道ポンプ場施設
(9)	下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年7月9日建設省告示第1348号)に基づく下水道処理施設維持管理業者登録を告示日までに登録を受けていること。
(10)	申請者と3ヵ月以上の直接かつ恒常的な雇用関係にあり、以下(1)～(4)をすべて満たす総括責任者を配置すること。 (1) 現有排水能力10m ³ /秒以上の合流式下水道ポンプ場施設の運転実務経験を10年以上有すること。 (2) 計画流入水量20m ³ /秒以上の合流式下水道ポンプ場施設の運転実務経験を10年以上有すること。 (3) 次の資格を有していること。 ア 下水道第3種技術検定合格者又は下水道管理技術認定試験(処理施設)合格者 イ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者又は第2種酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了者 ウ 危険物取扱者(甲種又は乙種第4類) (4) 委託期間中に専任かつ常駐できること。
(11)	申請者と3ヵ月以上の直接かつ恒常的な雇用関係にあり、以下(1)～(2)をすべて満たす主任を配置すること。 (1) 現有排水能力10m ³ /秒以上の合流式下水道ポンプ場施設の保守点検実務経験を3年以上又は計画流入水量20m ³ /秒以上の合流式下水道ポンプ場施設の保守点検実務経験を3年以上有すること。 (2) 次の資格を有していること。 ア 下水道第3種技術検定合格者又は下水道管理技術認定試験(処理施設)合格者 イ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者又は第2種酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了者 ウ 危険物取扱者(甲種又は乙種第4類) エ 電気工事士(第1種又は第2種)
(12)	申請者と3ヵ月以上の直接かつ恒常的な雇用関係にあり、以下(1)～(2)をすべて満たす副総括責任者及び技術員を配置すること。 (1) 現有排水能力10m ³ /秒以上の合流式下水道ポンプ場施設の運転実務経験を5年以上又は計画流入水量20m ³ /秒以上の合流式下水道ポンプ場施設の運転実務経験を5年以上有すること。 (2) 次の資格を有していること。 ア 下水道第3種技術検定合格者又は下水道管理技術認定試験(処理施設)合格者 イ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者又は第2種酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了者 ウ 危険物取扱者(甲種又は乙種第4類)

(13)	次の(1)又は(2)に該当する技能員を配置すること。 (1)合流式下水道ポンプ場施設又は雨水排水ポンプ場施設の運転実務経験を1年以上有すること。 (2)大枝ポンプ場又は八雲ポンプ場における普通作業員としての経験を6ヶ月以上有すること。
------	---

3 入札スケジュール

内容		日程	
(1)	公 告 日	令和7年2月3日(月)	
(2)	質 問 受 付 期 間	令和7年2月12日(水)	17:30 まで
(3)	質 問 回 答 日	令和7年2月13日(木)	
(4)	申 請 受 付 期 間	令和7年2月17日(月)	17:30 まで
(5)	確認結果通知日	令和7年2月19日(水)	
(6)	入 札 日	令和7年2月26日(水)	14:00 入札室
(7)	契 約 予 定 日	落札決定日から7日以内(市の休日を除く。)	

- ・ 提出書類作成に係る留意点については、公告及び仕様書等を確認すること。
- ・ 入札参加資格申請、質問等については入札公告日から提出可能とする。
- ・ 書類の送付先及び受付場所については、「11 契約条項を示す場所」とする。

※申請受付期間

- ・ 持参する場合は、午前9時から午後5時30分まで(土、日、祝を除く。)

4 入札参加資格確認申請・確認結果通知

(1)	入札参加資格確認申請及び確認結果通知は、次のとおり行う。			
(2)	提 出 方 法	持参又は郵送(書留郵便に限る。郵送の場合は、提出期限必着)		
		①	様式 1	入札参加資格確認申請書
		②	様式 1 添付書類	履行実績が確認できる書類(契約書等：押印が確認でき、契約期間、金額が明記されたもの又は履行証明書等：発注者が発行するもの)【写し】

(3)	提出書類	③	様式1 添付書類	下水道処理施設維持管理業者に登録されていることが確認できる書類【写し】
		④	様式2	総括責任者の経歴及び保有資格一覧
		⑤	様式2 添付書類	総括責任者を直接雇用していることを証する書類及び資格者証【写し】
		⑥	様式3	技術者調書
		⑦	様式3 添付書類	直接雇用していることを証する書類及び各役職に必要なとなる資格者証【写し】
(4)	確認結果通知	入札参加資格の有無の確認後、その結果を通知する。 入札参加資格確認結果については、郵送する。併せてFAXにて通知するので、必ず受取確認のFAXを返信すること。 (様式自由)		
(5)	入札参加停止	入札参加資格確認申請書その他添付書類に虚偽の説明をした場合は、入札参加停止措置を行う場合がある。		

5 入札上の注意

(1)	入札書の記載方法	入札金額は、消費税及び地方消費税抜きで記載のこと。 (課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記載。)		
(2)	契約金額の決定	契約決定にあたっては、入札書記載金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とする。		
(3)	入札回数	2回		
(4)	入札の無効	開札時において、次のいずれかに該当する入札は無効とする。		
		①	「2 入札参加者に必要な資格」を有していない者のした入札	
		②	本告示文書、守口市競争入札心得、入札参加資格確認結果通知書その他本入札に関する書類に定める入札条件に違反した入札	

6 入札時の内訳書の提出

(1)	要件	①	提出の要否	必要
		②	指定様式	あり
		③	内訳書の提出が必要な場合において、内訳書の提出がない入札は無効とする。（年割明細書が必要な場合は、内訳書として取り扱う。）	
		④	入札金額と内訳書の金額が合致しない場合、本入札とは関係ない案件の内訳書を提出した場合については、内訳書の提出がない入札とみなす。	

7 質問の受付及び回答

(1)	質問方法	①	提出書類の作成に係るもの及び仕様書等に対して質問がある場合は、質問書を提出すること。
		②	送信件名は、「大枝ポンプ場ほか運転操作等業務委託質問」とすること。
		③	E-mail 又はFAXで担当あてに送付すること。
		④	回答期日を過ぎて、回答が無い場合は担当に確認すること。
(2)	回答方法	①	本市ホームページに掲載する。 回答に対する再質問は受け付けない。

8 必要書類について

(1)	各種様式等については、市のホームページからダウンロードすること。（環境下水道部下水道課の「入札・募集情報」を参照）
-----	---

9 契約手続

(1)	入札保証金の納付は、守口市契約規則第6条第2号の規定により免除する。ただし、落札者が落札者の責により契約を締結しなかった場合は、落札金額（単価契約の場合は、見積単価に予定数量を乗じて得た金額）（税込）の100分の3に相当する金額を損害賠償金として徴収する。
(2)	落札者は、契約金額（単価契約の場合は、契約単価に予定数量を乗じて得た金額）の100分の10に相当する額（千円未満切り上げ）の契約保証金を納付しなければならない。ただし、守口市契約規則第21条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。
(3)	契約代金の支払いについては、運転管理業務費：四半期払 修繕業務費、水道料金等支払業務費：年度末払とする。

(4)	契約書を作成する。ただし、契約金額（単価契約の場合は、契約単価に予定数量を乗じて得た金額）が50万円を超えない契約の場合は、契約書を作成しないことがある。
-----	---

10 その他

(1)	提出書類の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。
(2)	市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
(3)	入札参加者は、本告示文書、守口市競争入札心得、入札参加資格確認結果通知書その他本入札に関する書類を熟読し、十分に理解したうえで、入札に参加しなければならない。
(4)	書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

11 契約条項を示す場所

(1)	場 所	守口市役所 環境下水道部 下水道課
(2)	担 当	総務担当 辻野
(3)	住 所	〒570-8666 大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号
(4)	電 話	06-6992-1747
(5)	F A X	06-6991-0944
(6)	メールアドレス	Mori_gesuikan@city-moriguchi-osaka.jp